

摂津市市制施行 60 周年記念事業基本方針

1. 趣旨

市制施行 60 周年という記念すべき年に、先人たちが築いてきた歴史を振り返り、市民一人ひとりの本市への誇りや愛着を育みます。また、本市の魅力を広く発信することで、認知度やイメージの向上を図ります。本事業を通じて「住みたい」「訪れたい」「応援したい」「まち」として、更なる飛躍を目指します。

2. 記念事業の視点

- (1) 市制施行 60 周年を祝うとともに、次なる一步を踏み出します。
- (2) 先人たちが築いてきた歴史を振り返り、市民の本市への誇りや愛着を育みます。
- (3) 本市の魅力を市内外へ発信し、認知度やイメージを高めます。

3. 実施期間

令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）の 1 年間とします。

4. 記念事業の構成

本事業の構成は次のとおりとします。

- (1) 市企画事業
 - ①記念式典
 - ②市制施行 60 周年を PR する事業
 - ③本市の歴史や魅力を PR する事業

- (2) 協賛事業

市民団体・事業者・指定管理者等が自主的に行う事業で、市制施行 60 周年記念事業の趣旨に合うと認められる事業に対して、「摂津市市制施行 60 周年記念」の表示等の使用を認め、広く PR します。

5. 推進体制

市制施行 60 周年記念事業に全庁的に取り組むため、企画調整会議を開催し、基本方針（案）や事業計画（案）の決定、記念事業の実施に関する総合調整等を行います。本事業の所管は広報課・秘書課・政策推進課とします。